EYAWF-2204C01

Eye”247”シリーズ ソフトウェア使用許諾契約書

Eye”247”AntiMalware 及び Eye”247”Work Smart ソフトウェア使用許諾契約書（以下、「本契約書」と記載します）は、Eye”247”AntiMalware 及び Eye”247”Work Smart（以下、「本製品」と記載します）に関して、お客様と株式会社フーバーブレイン（以下、「フーバーブレイン」と記載します）との間に締結される法的な契約書です。
お客様が本製品を使用する目的で、コンピュータにインストールされた場合、本契約書の全ての条項に拘束されることに同意したものとみなします。

第1条. 定義

本製品には、本契約に基づいて提供される全てのコンピュータプログラム以外に、それに関連して提供される媒体、マニュアル、その他関連資料が含まれるものとします。また、お客様が最初に本製品を取得された後、フーバーブレインによって提供される本製品の更新および追加機能、並びに Web サービスも含まれるものとします。
なお、本製品が組み込まれているハードウェアについては、本製品には含まれないものとします。
ただし、本契約書以外に、別途使用許諾契約書、または使用条項が提供されている場合は、その使用許諾契約書または使用条項が優先されるものとします。

第2条. 使用条件

お客様は、本製品の購入されたライセンスを上限とする台数に限り、本製品をコンピュータにインストールして使用することができます。お客様は、本製品のライセンスの上限とする台数を超過して、本製品を使用しないよう対策を講じるものとします。

第3条. 禁止事項

1. お客様が本契約書に記載のない方法で、本製品を使用、製造、配布する行為、並びにフーバーブレインの許諾なく本製品の画像またはプリンタへの出力物の複製物を利用し、出版、公開することは禁止します。
2. お客様が、本製品を第三者へ譲渡、貸与、リース、部分提供、または使用許諾することは禁止します。
また、その他いかなる方法であっても、第三者に使用させることは禁止します。
3. お客様が、本製品を改変することや、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルなどのソースコードを解析することは禁止します。
4. お客様が、購入されたライセンスを上限とする台数を超過して、本製品を使用することは禁止します。

第4条. 知的財産権

本製品および本製品の複製物に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウなどの知的財産権の一切はフーバーブレインに帰属します。本製品に関わる文書が電子的媒体で提供されているものについて、お客様が当該電子的媒体のコピーを印刷できる部数は一部のみとします。

第5条. バックアップ・コピー

お客様は、本製品を実行する目的で HDD などの記憶媒体に本製品をインストールすることができるものとします。なお、不慮の事故に備え、安全運用の目的のみ、複製物（バックアップ・コピー）を作成することができます。安全運用の目的以外に、お客様はいかなる目的であっても複製物を作成することはできません。

第6条. 保証

フーバーブレインは、本製品に関し、品質および機能がお客様の使用目的に適合することまで保証するものではありません。お客様の使用目的に適合しないことによってお客様にもたらされる結果に対して、フーバーブレインは一切の瑕疵担保責任および保証責任を負わないものとします。

第7条. 免責

1. フーバーブレインは、本製品の使用もしくは使用不能から生じるいかなる損害（お客様の事業利益の喪失、事業の中断および事業情報の喪失などの金銭的損失などを含むすべての損害）に関して、一切の責任を負わないものとします。フーバーブレインがこのような損害の可能性について知らされていた場合も同様とします。但し、当該損害がフーバーブレインの故意又は重大な過失により生じた場合は、この限りではありません。
2. 本契約書および他の規約、規定などに関連するフーバーブレインの責任は、お客様が本製品に対して支払った金額を上限とします。

第8条. 有効期間

1. 本契約書の有効期間は、お客様が本契約書の条項に同意したものとみなされる時点から、本製品の使用を停止するまでとします。
2. フーバーブレインは、お客様が本契約書のいずれかの条項に違反したとき、または第 4 条のフーバーブレインの各権利を侵害したときは、本契約を直ちに解除し、お客様の使用を終了させることができるものとします。その場合、お客様は速やかに本製品をアンインストールし、複製物等の一切をフーバーブレインに返却もしくは廃棄しなければならないものとします。

第9条. 完全合意

本契約書（本製品に含まれる本契約書の追加および修正を含む）は、本製品の使用に関するお客様とフーバーブレインとの取り決めの全てを記載するものとし、従前のいかなる契約書にも優先して適用されるものとします。

第10条. 準拠法および管轄

本契約書は日本国法に準拠するものとします。本契約書に関連して、疑義あるいは紛争が発生した場合、第一審の管轄裁判所はフーバーブレインの本店を管轄する裁判所とします。

第11条. 本契約書の変更

1. フーバーブレインは以下の場合に、フーバーブレインの裁量により、本契約書を変更することができます。
   （1） 本契約書の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
   （2） 本契約書の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. フーバーブレインは前項による本契約書の変更にあたり、変更後の本契約書の効力発生日の 1 ヶ月前までに、本契約書を変更する旨及び変更後の本契約書の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（URL: https://www.fuva-brain.co.jp/support/）に掲示します。

EYAWF-2204C01

株式会社フーバーブレイン
〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町 4-1 22F
Copyright © Fuva Brain Limited
Eye”247”AntiMalware、Eye”247”Work Smart はフーバーブレインの商標です。

（最終更新日：2022 年 4 月 12 日）